

2018年6月11日

経済産業大臣
世耕 弘成 殿

平和と民主主義をめざす全国交歓会

共同代表 山川よしやす

〒536-0016 大阪市城東区蒲生1丁目 6-21

TEL(携帯):090-8536-3170

FAX:06-6934-8112

ていだぬふぁ 島の子の平和な未来をつくる会

共同代表 石嶺香織 楚南有香子

宮古島での自衛隊ミサイル配備・弾薬庫建設計画に関する 経済産業省の保安審査を求める請願書

政府は、宮古島への陸上自衛隊の地对艦ミサイル・地对空ミサイルの配備計画について、地元住民への説明を十分行わないままそれを実施し工事を開始している。計画によると航空自衛隊基地のある野原部落は、千代田カントリークラブの陸自駐屯地が完成されると基地と基地の間に挟まるという事態が想定される。また保良の弾薬庫予定地は、民家から200メートルも離れていない。火薬庫などの爆発事故を想定した危険性評価に関する経産省の規定で実証実験が求められているが、防衛省はこれを実施してはいない。

私たちは、2017年11月13日防衛省への請願・要請行動に取り組んだ。また同年11月19日、以下の質問を行った。

質問…防衛施設設営の際の民間居住地との距離について

防衛省、自衛隊において駐屯地などの新たな防衛施設の設置、建設の際に、近隣の民間居住地との距離をどの程度、離さなければならないかの内部基準を設定しているか。その場合、設置する施設の事務所棟、隊舎、通信施設、飛行場、弾薬庫、射爆場など使用目的によっても基準の違いを設けているか。

防衛省(防衛省整備計画局施設技術管理官付 齊藤修一氏)は、12月11日に電話により以下の解答をした。

回答…「新たな防衛施設などの設置建設する際の近隣の民間居住地との距離に係る独自の基準は設けておりません。」

※以下、回答に付随する説明の大意。

弾薬庫の建設について防衛省独自の基準はない。消防法とか火薬類取締法など関係法令に照らして設置することになる。例えば火薬類取締法では、ある一定量の爆薬の保有の場合は、市街地の家屋からの距離が定められている。具体的には、例えば40トン以下は保安距離550メートル以上など。

弾薬庫などの建設に関する一般市民の家屋や建築物との距離についての内部基準は、関係法令に基づき建設計画を策定している。一般家屋との距離については、防衛施設の敷地からの距離ではなく、弾薬庫建屋からの距離になる。火薬量に関して、火薬庫の設計についての内部基準(建屋の強度、コンクリートの厚さ、免震規定)はあるが、機密事項なので申し上げられない。

防衛省の回答によれば、弾薬庫の建設については一般の関係法令しか基準がないということになる。そして、宮古島に新たに建設される弾薬庫についての関係法令は、火薬類取締法であり、火薬類取締法施行規則第4章貯蔵第23条(保安距離)「火薬庫は、第二項から第六項までに規定する場合を除き、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し次の表の保安距離をとらなければならない」との規則により、貯蔵火薬類の種類・保安物件の種類及び保安距離などが爆薬量によって定められることになる。

防衛省による新たな弾薬庫建設に関する規定が火薬類取締法しかないという現状を踏まえたとき、所管となる貴省の判断は極めて重要である。

ジュネーブ条約では軍民分離原則が定められ、アメリカなどでも居住地の近隣に軍事施設・弾薬庫はない。昨年、ウクライナで弾薬庫爆発が起きた。弾薬庫建設予定地の保良地区住民は、住宅地から約200メートルしか離れおらず、住民の生存権が侵害されている。防衛省は、法律に基づき弾薬庫建設計画に関する詳細を貴省に報告し、認可を求めなければならないと考える。

これらの状況を勘案し、以下、請願するとともに質問する。

【請願要旨】

1. 経済産業省は、火薬類取締法に基づき防衛省から宮古島弾薬庫建設計画に関する詳細を提出することを求めること。また弾薬庫建設が、関係法令に基づき保安距離が適正であるかの判断を行うとともに、これを公表すること。
2. 宮古島に配備予定の地对艦誘導弾と地对空誘導弾、追撃砲弾について、弾薬庫の安全性を確認し、保安距離を決定するための実証実験を行うこと。
3. 以上が行われない場合、経済産業大臣から防衛大臣に建設計画差し止めを意見すること。

【質問事項】

1. 平成30年4月2日、経済産業省から、毎年実施されている火薬類保安技術実験において、平成29年度には、火薬類の種類に応じた保安距離の見直しのための実験を実施したが、ミサイル関連の実証実験は行っていないとの回答があった。
宮古島に配備予定の地对艦誘導弾と地对空誘導弾、追撃砲弾について、弾薬庫の安全性を確認し、保安距離を決定するための実証実験を過去に行ったことはあるか。
ないのであれば、今後実証実験を行う予定はあるか。
2. すでに自衛隊が保持している各種のミサイルについて、弾薬庫の安全性を確認し、保安距離を決定するための実証実験を過去に行ったことはあるか。
ないのであれば、今後実証実験を行う予定はあるか。
3. もしミサイル関連の実証実験を行ったことがないのであれば、火薬類取締法施行規則第23条にある保安距離の規定にミサイルの弾薬庫を当てはめるには、安全性を保証するための科学的な根拠がないと言える。経産省の見解を求める。
4. 昨年、ウクライナで弾薬庫爆発が起きたことを受け、弾薬庫建設予定地の保良地区住民は、住宅地から約200メートルしか離れていない場所への弾薬庫建設計画について、大きな不安を感じている。経産省において「ミサイル弾薬保管の国際的基準の比較」等を行う予定はあるか、回答願いたい。
又、行う予定のあるなしに関わらず、行う必要性について、経産省の見解を求める。

以上、請願項目と質問事項1～7について、6月11日の要請・請願行動の際に経済産業省の見解と回答を文書で求める。